

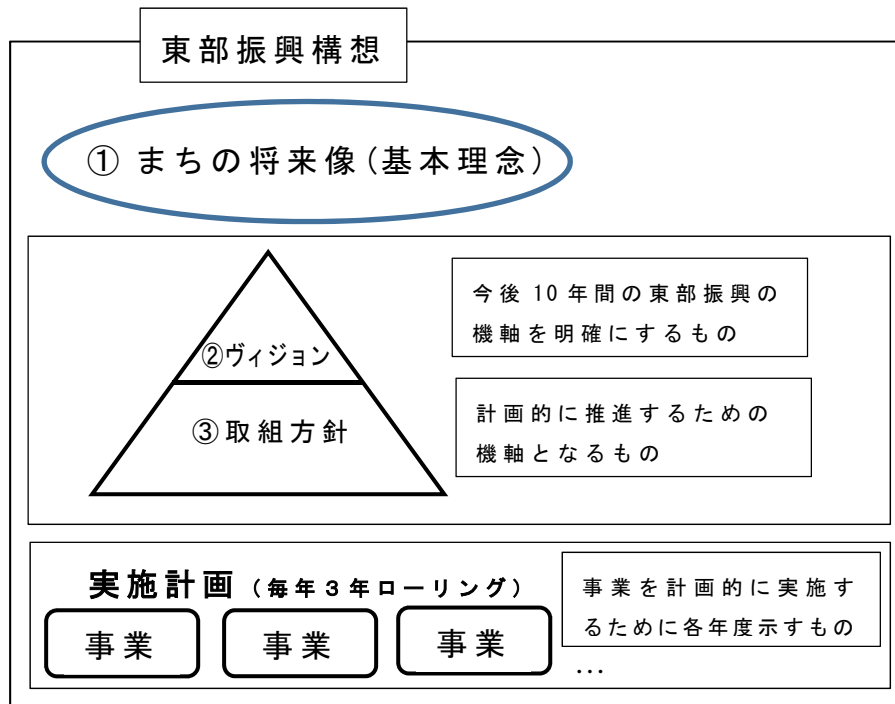
東部振興構想策定に係る基本方針(案)

1. 構想策定の趣旨

- ▶全国において、人口減少、少子高齢化の進行が加速しており、本市においても例外ではなく、特に桃花台ニュータウンが位置する東部地域（篠岡地区）においては、桃花台ニュータウン周辺部の既存集落の人口は微減であるものの高齢化は進行しており、桃花台ニュータウンでは、人口減少に加え、高齢化の進行が急速に進んでいる状況である。今後、コミュニティ活動などの活力が衰退することに加え、空き家の増加等による居住環境の悪化が懸念される。
- ▶桃花台ニュータウンは高度成長期に名古屋都市圏の住宅市街地（純住宅）として整備されたため、道路や公園などのインフラは充実しているが、居住区域の土地利用は制限されている。
- ▶産業については2つの工業団地をはじめ多くの企業が進出しており、製造業や運送業などの立地が図られている。しかし、近年ではベンチャー企業などの起業やICTの普及による在宅勤務などの環境整備も求められている。
- ▶農業については、これまで桃やぶどうなどの栽培が盛んな地域でありながらも、近年は核家族化の進行の影響などにより、後継者等の課題を有している。
- ▶持続的に発展し続けるまちとするためには、桃花台ニュータウンとその周辺部の既存集落や企業などのコミュニティが一体となり、様々な形で連携することにより、諸課題を克服するとともに、多様な地域資源を活用し、東部地域全体の魅力を高める必要がある。
- ▶今後の東部のまちづくりは、住民をはじめ関係者が共通認識を持ち、夢と希望をもって取り組む必要があるため、まちの将来像及びその実現のための取組を明確にした「東部振興構想」を策定するものである。

2. 構想の体系

東部振興構想の体系図は下図のとおりである。



- (1) 上記の体系に基づき、東部振興構想では、本基本方針に即し、①まちの将来像（基本理念）、②ヴィジョン、③取組方針を明確にする。
なお、策定の際は、東部まちづくり戦略会議の議論を参考にすることとする。
- (2) 構想策定後は、東部振興構想に基づく、実施計画（ローリング計画）を策定し、進捗管理を徹底する。
- (3) 進捗管理は、PDCA サイクルを導入し、定期的に現状と目標との乖離の状況を把握し、その要因を分析することにより、必要な改革・改善を継続的に実践できるようにする。PDCA サイクルは、構想の計画期間の 10 年及び中間の 5 年、実施計画の 1 年でそれぞれ評価・検証を行えるようにするため、以下の視点を考慮した指標を設定する。

【視点 1】 長期、短期の指標を設定する。

- ① 長期目標は構想終了の 10 年後の目標値を設定する。
- ② 短期目標は中間時の 5 年後の目標値を設定する。

【視点 2】 「客観的な成果」を表す指標とする。

- ① 成果・効果を捉えたアウトカム指標とする。

【視点 3】 「妥当な水準」の目標を定める。

- ① 目指す目標値の根拠が説明できる指標とする。
- ② 到達を予見できる低い目標値としない。

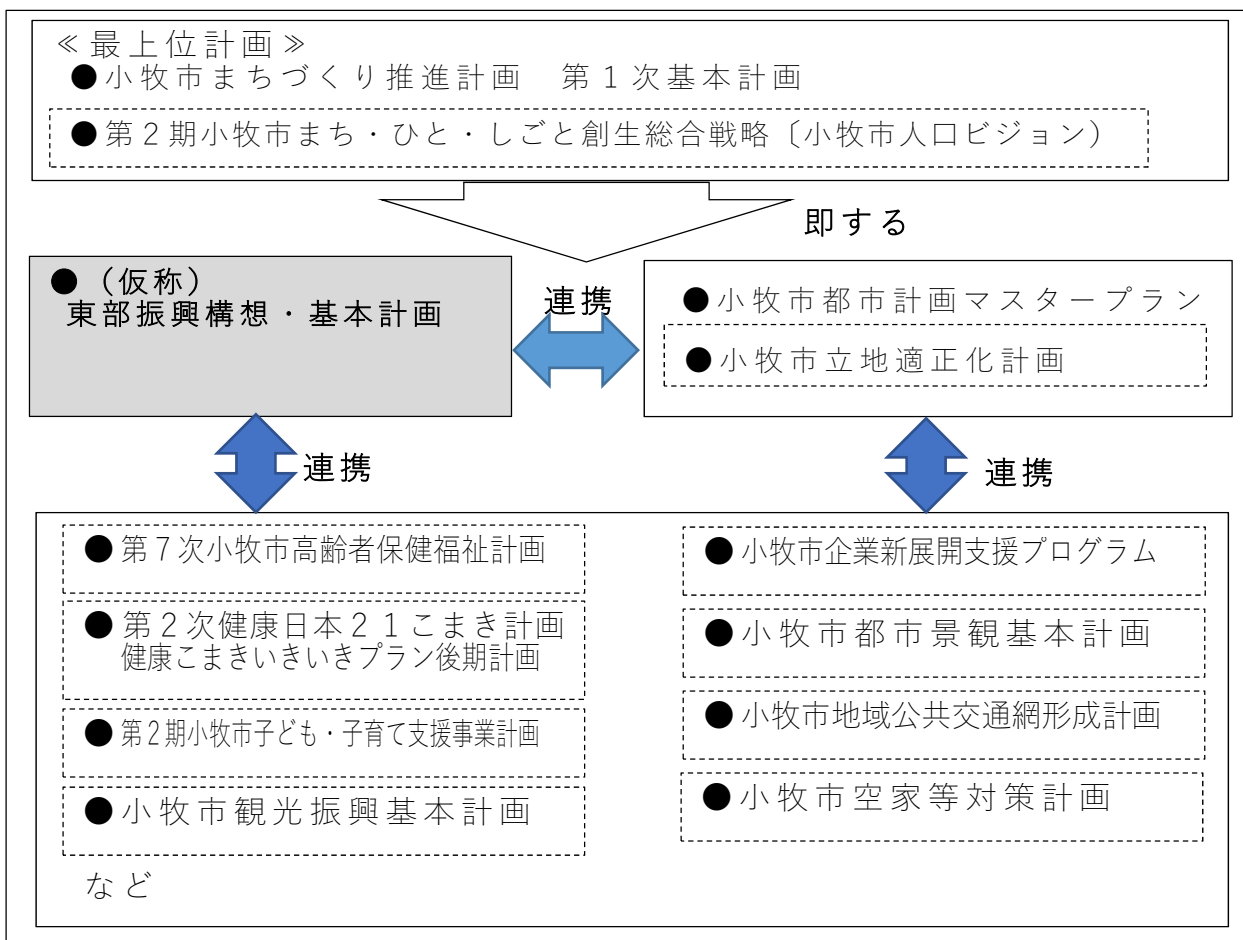
3. 計画期間

計画期間は 2022 年度（令和 4 年度）～2031 年度（令和 13 年度）とする。

4. 構想の位置づけ

東部振興構想と他計画との関係性・位置づけは以下のとおりとする。

図 東部振興構想の位置づけ



5. 策定体制

I. 策定部門

① 市長

- 東部振興構想策定に係る基本方針に基づき、構想を策定する。

② 検討機関：東部まちづくり庁内検討会議（庁内組織）

- 東部振興構想案の提案・調整を行う。

③ 諮問機関：東部まちづくり審議会

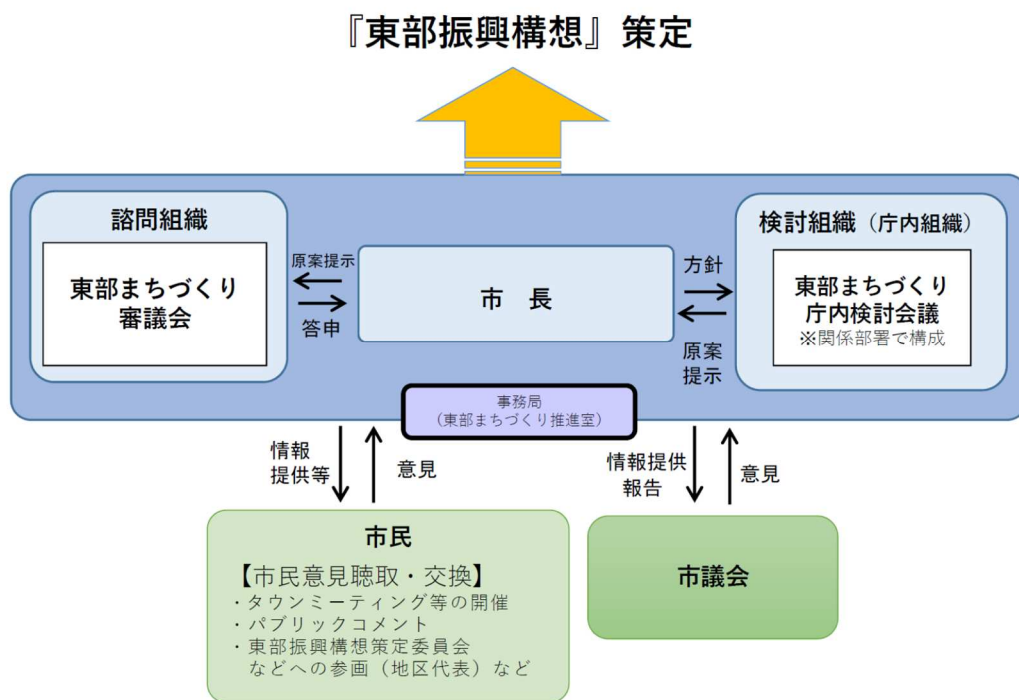
- 市長から提示される東部振興構想案に対して審議し答申する。

II. 市民参加

- タウンミーティングなどでの意見聴取。
- パブリックコメントを実施し、東部振興構想案に対して市民から意見をいただく。

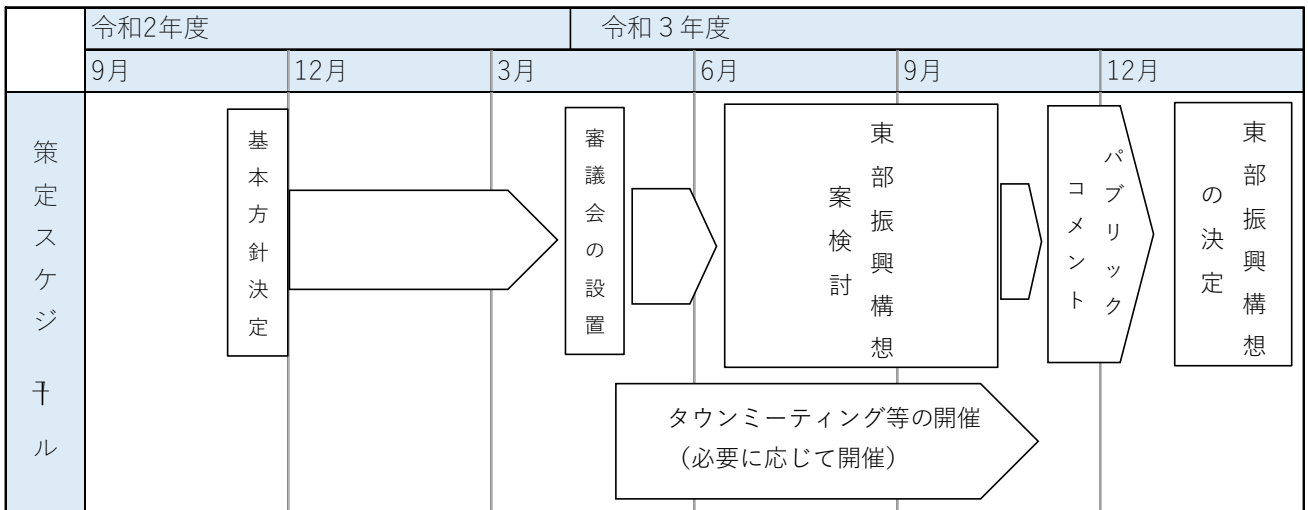
III. 市議会との情報共有

- 東部振興構想案に関する情報共有や策定状況について報告を行う。
- 東部振興構想案に関して意見をいただく。



6. 取組スケジュール

	令和2年度	令和3年度
庁内検討会議 審議会	<p>庁内検討会議（随時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東部まちづくり審議会資料等作成 など 	<p>東部まちづくり審議会（4回程度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東部振興構想案の諮問 ・ 東部振興構想素案の検討 ・ 東部振興構想案の検討 ・ 東部振興構想案の答申 など <p>庁内検討会議（随時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東部まちづくり審議会の資料等作成 など



※市議会には必要に応じて、意見聴取を行う。